

平成20年度決算に基づく「健全化判断比率」と「資金不足比率」を公表します

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、新しい財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）を算定し、監査委員の審査意見を付して議会に報告するとともに、町民のみなさんに公表することが義務づけられました。

健全化判断比率は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの指標からなり、それぞれ「早期健全化基準」、「財政再生基準」が設けられています。

比率が「早期健全化基準」を超えると「財政健全化計画」を定め、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければならず、さらに、自主的な財政の健全化が困難とされる「財政再生基準」を超えると「財政再生計画」を定め、総務大臣に報告、同意を得て財政の再生を図ることとなります。

資金不足比率は、公営企業ごとに算定するもので「経営健全化基準」が設けられており、基準を超えた場合は、公営企業会計ごとに「経営健全化計画」を定め、自主的かつ計画的に経営の健全化を図ることとなります。

1 健全化判断比率

区 分	長万部町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	—	20.0	40.0
③実質公債費比率	17.9	25.0	35.0
④将来負担比率	162.6	350.0	

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示します。

2 資金不足比率

区 分	長万部町の比率	経営健全化基準
公共下水道事業特別会計	—	20.0
ガス事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

※資金不足額がない場合は、「—」で表示します。

上記のとおり「健全化判断比率」「資金不足比率」の長万部町の指標は、「早期健全化基準（経営健全化基準）」を下回っております。

※用語の解説

【健全化判断比率】

(1) 実質赤字比率

普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模（人口、面積等から算定する該当団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模等に対する比率（過去3ヵ年の平均）

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【資金不足比率】

各企業ごとの資金不足額（一般会計などの実質赤字に相当する額）が営業収益等に占める割合